

vol. 2288

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



## 今号の掲載内容 (掲載順)

- 地公労賃金確定総務部長交渉
- 地公労賃金確定知事交渉

## 地公労賃金確定総務部長交渉

とき 11月11日 ところ 県庁本館人事課分室

地公労総務部長交渉は、両教組の教育長交渉から積み上げ、最終の地公労知事交渉へつなぐ賃金確定のための重要な交渉です。

今回の総務部長交渉は、11月11日に、今年7月に着任した若林拓部長とのはじめての地公労交渉であり、高教組からは本部執行委員と支部・単組からの代表者計20名が参加しました。

交渉前には、県庁舎中庭で決起集会も開催しました。

交渉の冒頭、以下のような回答がありました。

～冒頭回答～

1 今回の給与改定については、次のとおりとしたい。

(1) 各職給料表については、人事委員会勧告のとおりとし、令和4年4月1日から適用したい。

また、技能労務職員に適用される給料表のうち、知事部局の農業技術員については別表1のとおり、その他の技能労務職員については別表2のとおりとし、令和4年4月1日から適用したい。

※別表2については、高教組速報第11号(11月15日発行)参照。

(2) 勤勉手当については、令和4年12月1日から、人事委員会勧告のとおり措置したい。

2 旅費制度および通勤手当制度については、令和5年4月1日から別表3のとおりとしたい。

(別表3) ◎旅費制度 [旅行雑費の見直し]

決起集会の様子

旅行雑費	現 行				見直し案			
	県外	県内		県外	県内			
		用務地が県の施設以外	用務地が県の施設		用務地が県の施設以外	用務地が県の施設		
公共交通機関利用	1,200円	600円	300円	公共交通機関利用	600円	300円	0円	
上記以外	600円	300円	0円	上記以外	300円	300円	0円	

◎通勤手当制度 [特別料金等加算の見直し]

	現行	見直し案
高速利用	○ETC利用者 {(片道の高速料金×50%) ×31回 + 片道の高速料金×11回} ×4/5 ○現金利用者 (片道の高速料金×21日×2回) ×4/5	○ETC利用者 {(片道の高速料金×50%) ×31回 + 片道の高速料金×11回} ×2/2 ○現金利用者 ETC利用者と同じ
特急利用	○特急利用者 普通運賃と特急料金を合わせ(鉄道運賃)、月55,000円まで支給。月55,000円を超える鉄道運賃については、4/5まで支給。 ※バス併用者については、鉄道運賃との合計で月55,000円を超える場合は、55,000円を超える額の4/5を支給。	○特急利用者 普通運賃と併用分(バス、交通用具)を合わせ、月55,000円まで支給。 上記に加え、特急料金を全額支給。

～補足説明(抜粋)～

○人事委員会勧告について

特に給料表については水準調整給料表が勧告され、引上げ改定の影響が、高年齢層職員も含めて全ての職員に及ぶ内容となっている。

○給料表について

各職給料表については、人事委員会が勧告した給料表のとおり引上げ改定を行い、令和4年4月1日から遡って適用したい。

○勤勉手当について

令和4年12月に支給される再任用職員以外の勤勉手当の支給割合を現行の0.95月分から1.05月分に引上げ、令和5年6月以降については、6月および12月に支給される再任用職員以外の勤勉手当の支給割合を現行の0.95月分から1.00月分に引上げ改定したい。

○旅費制度および通勤手当制度の見直しについて

地域内を巡回する場合の交通費や通信連絡費を賄うことを目的とする旅行雑費について、実態に合ったものに見直し、高速・特急加算の支給率を、現行の5分の4から2分の2に改善したい。

その後、18の項目について交渉を行いました。

～参加者からの要求～

○管理職に対して、評価システムの研修を十分に行うこと。

○ガソリン価格が高騰している中、通勤手当について何らかの措置を講じること。

○超過勤務が、教員志望者減少の一因となっている。超勤縮減について、抜本的な改革を行うこと。

最後に、以下のような回答がありました。

～最終回答～

前回の回答に、次のとおり回答する。

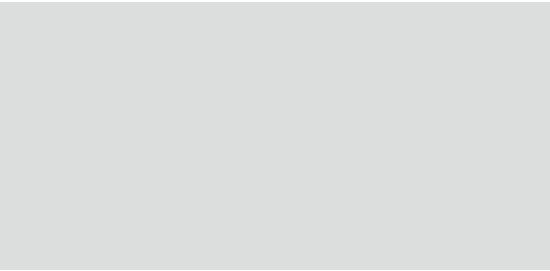
継続任用前に減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当基本額の算定については、継続任用された日の前日時点で退職したとした場合の基本額を下回ることのないよう措置する方向で検討したい。

なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

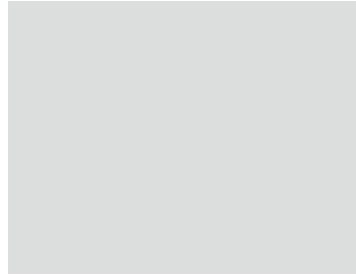
～補足説明(抜粋)～ ※退職手当のピーク時特例にかかる独自措置について

本日の交渉の中で、皆さん方から「継続任用後に退職手当を受給した場合、退職手当の基本額が60歳で退職した場合より不利となるようなケースが生じないようにしてもらいたい」との主張があった。このことを踏まえて検討した結果、回答のとおり、60歳前に給料表異動等により給料月額が減額されたことのある職員が継続任用後に退職手当を受給しても基本額が不利にならないよう、独自措置を講じたいというものである。具体的には、現行規定ではピーク時を1ヶ所しかとることができないが、60歳前におけるピーク時と7割措置を受けた時点の2ヶ所をとることができるようにすることで、60歳時点で退職手当を受給したと仮定した場合の基本額を下回ることのないよう、退職手当条例の規定を改正する方向で検討したい。

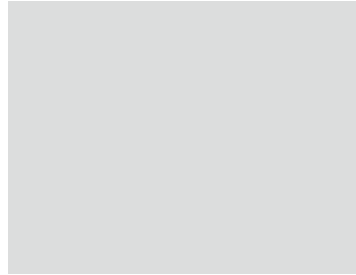
なお、詳細については、別途協議したい。



交渉室の様子



若林総務部長



安倍久美子事務職組委員長  
(中津北分会)

# 地公労賃金確定知事交渉

と き 11月14日 ところ 県庁本館人事課分室

地公労は、総務部長交渉に続き、11月14日に賃金確定知事交渉を行い、高教組からは本部執行委員、支部・単組・専門部（女性部のみ）の21名が参加しました。また、今回の交渉は、退任を表明した広瀬勝貞知事に対して行う、最後の確定交渉でした。

交渉前には、11月に落成式を開いたばかりの新しい自治労会館で決起集会を行い、女性部代表の馬見塚淳さん（別府鶴見丘分会）が「先日出された県の人事委員会勧告は、3年ぶりに月例給・期末勤勉手当ともに引上げとなりました。これまで私たちが求めてきた結果と捉えられるものの、会計年度任用職員等には支給されない勤勉手当に配分されるなど、納得できない内容となっています。私たちは、労働者として怒りをもって行動に移さなければなりません。本日の賃金確定知事交渉は、今までの各級交渉を積み上げた頂点となる交渉です。私たち公務員労働者の、生活改善・向上につながる内容を回答として引き出せるよう力を結集し、ともしがんばりましょう！」と力強く決意表明を述べました。

交渉の冒頭、以下のような回答がありました。

～冒頭回答～

前回までの回答に、次のとおり追加する。

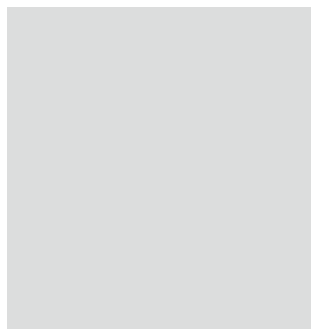
- 1 県外旅行で公共交通機関を利用する場合の旅行雑費については、令和5年4月1日から、1日につき900円に改めたい。
- 2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和5年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。

(別表) 通勤手当 [自動車等使用者の支給額]

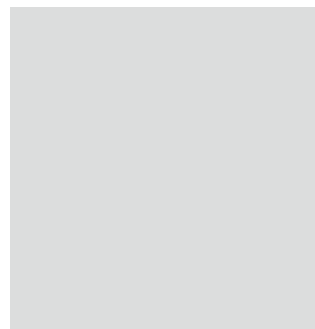
片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
2 km以上 4 km未満	2,300円	45km以上50km未満	30,700円
4 km以上 7 km未満	4,300円	50km以上55km未満	33,700円
7 km以上10km未満	6,800円	55km以上60km未満	36,800円
10km以上15km未満	9,500円	60km以上65km未満	40,300円
15km以上20km未満	12,900円	65km以上70km未満	44,400円
20km以上25km未満	16,200円	70km以上75km未満	48,400円
25km以上30km未満	19,800円	75km以上80km未満	51,400円
30km以上35km未満	22,900円	80km以上85km未満	54,400円
35km以上40km未満	25,800円	85km以上	55,000円
40km以上45km未満	28,300円		



決起集会の様子



馬見塚淳さん



尾野副知事

～冒頭回答補足説明および見解（抜粋）～

○自動車等使用者の通勤手当の改善

先日の総務部長交渉において、皆さん方から強い主張があったことを踏まえて、交通用具使用者の通勤手当額については、人事委員会と協議のうえ、回答2のとおり引き上げる。具体的には、職員の負担軽減の観点から、14km/Lで1年間据え置きたいというものである。

これにより60km未満の区分では現行より100円の引上げ、60km以上85km未満の区分では200円の引上げとなる。

○教職員の人員確保にむけたとりくみ

先日の総務部長交渉において、教員不足の中、学校現場で頑張っている皆さん方の勤務実態について、熱心な議論が行われたとの報告を受けている。

その中で、期末勤勉手当の10%役職加算基準にかかる課題についての指摘があったことの報告も受けているので、本日の交渉で、何ができるのか皆さんの意見を聞きたい。

その後、「住居手当、扶養手当、通勤手当および単身赴任手当等の諸手当を改善し、増額すること」や「再任用職員等の勤務労働条件を改善すること」等、18の項目について交渉を行いました。

～参加者からの要求～

○休日の部活動が大きな負担である。せめて交通費は支給する等、何らかの措置を講じること。

○再任用教職員の働きなしでは学校は成り立たない。業務は減るどころか増えている。それなのに、賃金が減らされるのは非常に不合理である。

交渉後、以下のような最終回答が示されました。

～知事交渉最終回答～

前回までの回答に、次のとおり回答する。

- 1 期末・勤勉手当の職務別段階加算基準のうち、一般職員の10%加算基準については、人事委員会と協議のうえ、令和5年4月1日における基準号給を現行より4号給前倒ししたい。
- 2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和5年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。



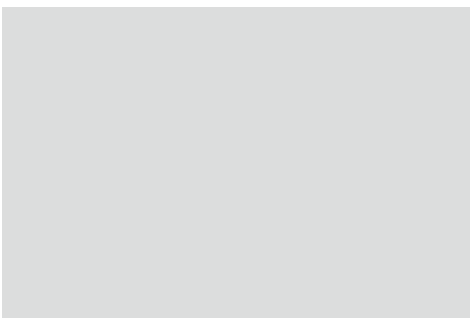
広瀬知事

(別表) 通勤手当 [自動車等使用者の支給額]

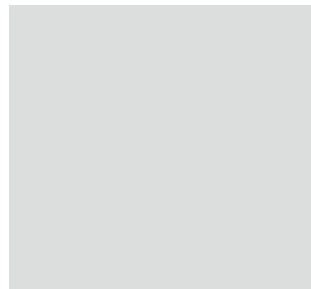
片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
2 km以上 4 km未満	2,400円	45km以上50km未満	30,800円
4 km以上 7 km未満	4,400円	50km以上55km未満	33,800円
7 km以上10km未満	6,900円	55km以上60km未満	36,900円
10km以上15km未満	9,600円	60km以上65km未満	40,400円
15km以上20km未満	13,000円	65km以上70km未満	44,500円
20km以上25km未満	16,300円	70km以上75km未満	48,500円
25km以上30km未満	19,900円	75km以上80km未満	51,500円
30km以上35km未満	23,000円	80km以上85km未満	54,500円
35km以上40km未満	25,900円	85km以上	55,000円
40km以上45km未満	28,400円		

最後に、窪田書記長が広瀬知事に対し、「臨時・非常勤の待遇改善」「教職員の負担軽減」について現状や課題を投げかけ、交渉は終了しました。

参加されたみなさん、本当にお疲れさまでした。今後も山積する課題解決のために団結して頑張っていきたいと思います。



交渉室の様子



堀尾里加現業職組委員長  
(日出支援分会)